

# 重要事項説明書

令和6年 4月 1日

医療法人 健康会

指定居宅介護支援事業所 いしかわ

# 重 要 事 項 説 明 書

居宅介護支援サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 38 号 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 設立法人

法 人 名            医療法人 健康会  
代表者名           理事長     石川 繁一

## 2. 事業所の概要

|             |                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 事 業 所 の 種 類 | 指定居宅介護支援事業                                             |
| 事 業 所 名     | 指定居宅介護支援事業所 いしかわ                                       |
| 所 在 地       | 愛媛県四国中央市上分町 7 1 6 番地 2                                 |
| 電 話 番 号     | 0 8 9 6 - 5 8 - 6 0 0 5                                |
| F A X 番 号   | 0 8 9 6 - 5 9 - 1 1 6 3                                |
| 管 理 者 名     | 長野 友紀子                                                 |
| 介護保険指定番号    | 3 8 7 1 3 0 0 7 5 6                                    |
| 事 業 実 施 地 域 | 四国中央市・三好市池田町佐野                                         |
| 営 業 日       | 月曜日 ～ 土曜日<br>(但し、日曜日・国民の祝祭日・年末年始〈12/30の午後～<br>1/3を除く〉) |
| 営 業 時 間     | (月～土)    8 時 3 0 分    から    1 7 時 3 0 分    まで          |
| 開 設 年 月 日   | 平成 2 5 年    4 月    1 日                                 |

### 3. 事業所の目的と運営の方針

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的  | <p>当事業所が行う居宅介護支援の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 運営方針 | <p>指定居宅介護支援事業所は、その利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたってはその利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。</p> <p>事業所の職員は、事業所の運営にあたっては、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設との連携に努めるものとする。介護支援専門員等の養成に係る教育育成に基づきケアマネジメントプロセスの見学実習を行なうものとする。</p> <p>介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進することにより、サービスの質の向上に努めていく。</p> <p>利用者が病院又は診療所に入院する場合には、指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することに繋げていくものとする。</p> <p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられ</p> |

ていることを踏まえ、事業主が講ずべき措置の具体的内容、事業主が講じることが望ましい取組について法人規程により職場環境の改善に取り組んでいきます。

業務継続計画について感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに必要な研修及び訓練を行うものとする。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置として感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を規定する。また、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行うものとする。

虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く必要な措置を講じていきます。虐待防止の為の対策を検討し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

身体拘束等の適正化については、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び状況、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 4. 職員体制、員数及び職務内容

| 従業者の職種              | 常勤    |     |
|---------------------|-------|-----|
|                     | 専従    | 兼務  |
| 管 理 者（主任介護支援専門員と兼務） |       | 1 名 |
| 主任介護支援専門員           | 1 名以上 |     |
| 介 護 支 援 専 門 員       | 5 名以上 |     |

（令和 3 年 4 月現在）

管理者は事業所の総括責任者であり、職員の指導監督、関係機関との連携をはかり、適切な事業の運営に当たるとともに、自らも介護支援専門員の職務を担当します。

主任介護支援専門員は介護支援専門員への適切な助言・指導等の役割を担います。研修会や事例検討会などの講師又はファシリテーターを担います。支援困難事例の受入に積極的に取り組みます。

介護支援専門員は居宅介護支援業務を行います。

#### 5. サービス利用料及び利用者負担

（1）事業実施地域内の居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

＊ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービス償還払いとする旨の記載）があったときは、1 ヶ月につき要介護度に応じて厚生労働大臣が定める基準による介護報酬告知上の額をいただきます。この場合、当事業者で領収書を発行しますので、保険者の窓口にて、払い戻しを受けて下さい。

※領収証の再発行については別途手数料が発生します

（2）事業実施地域外の居宅介護支援については、介護支援専門員が通常の事業実施地域を超えて訪問・出張する必要がある場合には、下記の料金が利用者の負担となります。

|   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
| （ | 通常の実施地域以外の居宅を訪問して、居宅介護支援を行う場合 | ） |
|   | 1 回につき 690 円                  |   |

## 6. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口担当者または第三者委員が対応いたします。また、下記の行政機関でもサービス事業所に対する苦情受付対応を行なっておりますので、ご相談しやすい方法でご連絡下さい。

|       |                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 窓口担当者 | 介護支援専門員：守屋 伸隆・長野 友紀子                                                                                                                        |
| 受付時間  | サービスに関する相談や苦情に対しては、24時間常時受け付けています。                                                                                                          |
| 利用方法  | 電話 0896-58-6005（代表） 面接・電話相談<br>※夜間及び休日についても上記の電話番号で受付可能です。                                                                                  |
| 第三者委員 | ・高橋 功 （元四国中央市民生児童委員） 58-3001<br>・山崎 八重子（四国中央市民生児童委員） 56-3304                                                                                |
| 行政機関  | 四国中央市役所 介護保険課（本庁）<br>四国中央市三島宮川4丁目6番55<br>電話 0896-28-6025（受付 8：30～17：15）<br>愛媛県国民健康保険団体連合会<br>松山市高岡町101番地1<br>電話 089-968-8800（受付 8：30～17：15） |

## 7. 秘密保持

- (1) 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。
- (2) あらかじめ本書にて利用者の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で情報提供する事があります。

## 8. 事故発生時の対応等

- (1) 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- (2) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 9. 契約の開始と終了

### (1) 契約開始について

契約書および重要事項説明書を交わした月日より契約を開始いたします。

### (2) 契約の終了について

次のいずれかの事由が発生した場合には契約の終了となります。

- ① 利用者より1週間以上の期間を持って解約について意思表示をされ、その期日に達したとき
- ② 利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となったとき
- ③ 利用者にサービス提供ができなくなったとき
  - (イ) 利用者が介護施設（介護老人保健施設以外）に入所された場合はその日が終了日となります。
  - (ロ) 利用者が医療施設に入所し、在宅復帰が困難となったとき。ただし、利用者の状態に応じ最長6ヶ月を様子観察の期間とすることができます。
  - (ハ) 利用者が介護老人保健施設に入所となり、6ヶ月が経過したにも関わらず退所の方向性が出ないとき
  - (ニ) 入院・入所した場合を除き、利用者の事由によりサービス利用が3ヶ月なく、今後も利用の見通しが立たないとき
  - (ホ) 利用者が介護認定を受けられなかったとき
  - (ヘ) 利用者が亡くなられたとき

# サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

## 2. サービスの内容

- (1) 事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者が心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、他法人も含めて複数の指定居宅サービス事業所を紹介するなど公正中立に行い居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明します。また、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行くとともに、利用者の入退院（入退所）においても病院・施設と利用者に関する情報の共有や連携を十分に行い、適切な居宅介護支援が行えるよう努力します。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 事業者は、利用者が安心して在宅生活が送れるように、サービスに関する相談や苦情については、24時間常時介護支援専門員と連絡が取れるような体制を整備します。
- (7) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (8) 居宅支援に当たっては利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有し、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援していきます。
- (9) 必要に応じ医療機関やサービス事業所の担当者から専門的な見地からの意見を求めますが、その際テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用にあたっては、利用者又はその家族が参加する場合には同意を得ます。
- (10) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報いたします。
- (11) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による威圧や恐怖などのハラスメントあった場合は、事業所内などで話し合いを持つ場合があります。



### 3. 担 当 職 員

- (1) あなたを担当する職員は 介護支援専門員 です。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

### 4. 市町への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談下さい。

### 5. 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。  
\*ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービス償還払いとする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じて厚生労働大臣が定める基準による介護報酬告知上の額をいただきます。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

### 6. キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等の サービス提供をキャンセル又は中断する場合は、事前に前記の介護支援専門員までご連絡ください。
- (2) サービス提供のキャンセル又は契約解約の場合にも、キャンセル料は必要ありません。

### 7. 個人情報提供に関する同意について

契約書より抜粋（秘密保持）

第9条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

当事業所は契約書第9条第1項を遵守し、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報が第三者に漏れることのないよう必要な措置を講じます。

但し以下のような場合、円滑なサービス提供が行なえるよう、あらかじめ本書にて同意を頂き、第三者へ利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合があります。

#### 【利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・ 他事業所へ居宅サービス利用を依頼するため
- ・ サービスを提供する他の居宅サービス事業所との連携のため  
（サービス担当者会議（照会）の実施 等）
- ・ 入院または入所した医療機関・介護施設との連携を図るため

- ・ 退院または退所後関わりのある在宅療養担当医療機関の保険医・看護師等、保険医である歯科医師・指示を受けた歯科衛生士、保健薬局の保健薬剤師、訪問看護ステーションとの連携を図るため
- ・ 家族等への心身の状況説明のため
- ・ 介護保険事務 のため  
審査支払機関へのレセプトの提出  
審査支払機関又は保険者からの照会への回答 等

テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守いたします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所 いしかわ  
説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

<保証人> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

本人との続柄 \_\_\_\_\_